

平成24年度12月期福岡家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時 平成24年12月5日(水)午後1時10分

2 場 所 福岡家庭裁判所大会議室

3 委員の出欠

学識経験者(五十音順・敬称略)

大村重成(福岡県精神科病院協会理事)(欠),西田靖子(福岡家事調停協会会長)(出),西村重則(福岡矯正管区第三部長)(欠),淵上昌敏(福岡県警察本部生活安全部長)(欠),松崎佳子(九州大学大学院人間環境学研究院教授)(出),森川友子(九州産業大学国際文化学部准教授)(欠),安河内肇(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部副支部長)(出),山本裕子(西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授)(出),吉塚育史(株読売新聞西部本社社会部長)(欠)

弁護士

迫田登紀子(出),松原妙子(出)

検察官

秋山仁美(出)

裁判官

榎下義康(委員長)(出),林田宗一(出),新海寿加子(出)

4 事務担当者

中川事務局長,林首席家庭裁判所調査官,深町家事首席書記官,村本少年首席書記官,春田次席家庭裁判所調査官,鵜池家事次席書記官,原田総括主任家庭裁判所調査官,三井総務課長

5 テーマ

家事事件手続法下での変更点 ~子の調査と調停運営~

6 議事概要

(1) 開会,委員長あいさつ

(2) 委員長代理の指名

前任者の委員任期満了による退任により，本委員会で松崎佳子委員を指名

(3) 新任委員自己紹介

(4) 協議（発言者の略記　　：委員、　　：事務担当者）

ア 家事調停運営について　～新旧の離婚調停の比較イメージ～

家事次席書記官が離婚調停をモデルに調停に関する各種の現行書式(旧)と新書式，当庁で活用している視覚化シートを示しながら，家事審判法(旧)と家事事件手続法(新)では，調停運営がどのように異なってくるのかを比較説明し，引き続き意見交換を行った。

新書式に添付されている「夫婦関係調整調停」の説明文で進行についての説明部分では，「通常，同席で開始時の手続説明を行い」と記載があるが，私が経験している限りではこのような体験はないが，新法下ではこのような手続になるのか。女性側の代理人をしていると，同席を嫌がられる場合が多い。

現在，開始時に同席での説明は実施していない。理念としてはあるが，現時点では将来の目標的なもので，今後は，当事者の状況を考慮しながら可能な範囲で実施するよう運用していく予定である。

「親権者とは」の視覚化シートで，「手術の同意」とあるが，どういう意味か。

視覚化シートは，一般の当事者にも分かりやすいように，難しい用語は避けて作成したので，「手術の治療契約の同意」を「手術の同意」と表記した。

福岡家事調停協会では，実務の調停に役立つ取り組みとして，視覚化シートを作成し，調停での活用を行っている。また，基本的な論点をホワイトボードに示し視覚化している。視覚化シートについては，福岡が発祥の地で，調停委員の全国懇談会で発表し，当事者の理解を深めることに役立つと好評を得て，全国の家庭裁判所に広がっている。

調停では、言葉で当事者の理解を求めることに加えて、言葉を視覚化することで、より分かりやすくしている。

代理人をしていると、依頼人は、調停直後はよく理解しているが、後日、次回の調停に向けて前回の復習を事務所ですると理解できていないということがあある。文字を目にすると調停の理解も高まり、よい取り組みである。また、ホワイトボードに論点を整理し書いていただくと、調停に参加している全員が共通理解ができる。

当事者に、視覚化シートを渡すことはできないのか。

調停の場では、見せて説明をしているが、配布することはしていない。

当事者に配布できるかは、今後検討することとしたい。また、正面玄関ホールに、調停等に関する各種パンフレットを置いているので、その持ち帰りはしていただいてもかまわない。

申立書の写しを相手方に送付するのは良いことだと思うが、相手方が申立内容に納得がいかない場合や、調停日に来たくないという場合はどうなるのか。

相手方に申立書の写しを送付する時に、手続説明書面も同封し、調停への理解を深められるように配慮している。

裁判所に電話をかけてきて不満を述べる人に対しては、手続等について丁寧に説明しており、裁判所の呼び出し等に何も応答しない人に対しては、家庭裁判所調査官が出頭勧告をして手続の理解を深めてもらっている。

応答がない場合は、裁判所から働きかけるのか。

それでも応答しない場合は、調停を打ち切ったり、審判に移行したりすることになる。

当事者は、裁判所に提出する書面に書けば自分が不利になるのではないかと思い、書きたいけど書けないという人もいる。意見を聞く機会には、提出書面以外にも十分あることを手続説明書に記載した方がいい。

手続説明書の、「家庭裁判所に提出する書類について」や「提出書類の

非開示取扱について」の項目の記載内容について工夫を検討したい。

試行してみて、事前情報が多くなったため、事前評議が増えた。

相手方からの回答書は、申立人に送るのか。

申立人には送らない。調停の資料として扱い、申立人には調停の場で必要な情報を口頭で説明している。

回答書に注意書きしているように、申立人から閲覧又は謄写の申請があれば、裁判官が許可について判断することとなる。見せることが相当かの判断は、見せるべきでない相当な理由があるかどうかである。非開示の申出手続について説明しており、出されたら判断している。

言いたいことを言えなかった、書きたいことを書けなかったということがないように対応している。

そのように説明があれば、当事者も安心すると思う。

皆さんから出された意見も参考に、今後も改善していきたい。

イ 法改正に伴う変更点 ～「子の利益及び意思の考慮」と「面会交流」～

総括主任家裁調査官が、新法下における子どもの調査に関する手続の変更点及び当庁の具体的運用について、子の利益や意思を考慮した紛争解決や面会交流を中心に説明し、引き続き意見交換を行った。

a 面会交流原則実施の社会的コンセンサスを得るための方策

面会交流原則実施については、説明すれば理解は得やすい気はするが、なかなか困難なケースが多いのも事実である。

感情的になって、子を会わせたくないという親も多い。調停後、面会交流を何とか実施し 繰り返していくと親子関係が上手くいくケースは多い。

子は親のもの 親は子に何をしてもいいという考えを改めるべきである。親が子を殺すことは、子が親を殺すことよりも罪が軽いと考える社会風潮がある。子は社会の子であるとか、子はみんな大事にしなければならないという考えが社会に浸透しない限り、親の離婚問題と子の福祉の問題を

切り離す発想にはなかなかならない。この問題は、総論賛成、でも自分のことになると各論反対なのではないか。欧米では、子が週末に別居親と暮らしている普通の社会が成り立っている。

社会自体が当たり前となる工夫は何なのか。仕事を持っている母親の方が仕事をしていない母親よりも面会交流にさっぱりしている傾向がある。

ちょっと無理して面会交流を実施すると、子も親も慣れてくる。

新聞等マスコミの家族に関する特集で、取り上げていただきたい。

子を主体に置いたときにどう考えていくのか。双方の親にサポートしていく人がいて、子との関係は切れるわけではないと親の気持ちを変えることで、面会交流を実施し、子の気持ちをフォローしていく仕組みを制度として推進していく体制が必要である。

そう長くはない調停の中で判断するので、その後の面会交流をサポートする体制が整っていないと面会交流が押しつけになる危惧がある。

国連の子どもの権利委員会の勧告を受けての改正に続いている動きと思う。面会交流をさせると、子を通じてDV夫に住所を知られるのではないかと恐れ、子を会わせたくないという母親もいる。子自身が権利の主体であるという教育を小さな時からしなければならない。字を知らない、権利を知らない海外の途上国では、子の権利向上のための教育が進められている。

面会交流はとても難しい。面会交流の理念は理解するが、いざ現実に関わる手続になると、やはり嫌だと断る母親が多い。面会交流が可能な事案では、どういう形で会わせるか、様々な選択肢を検討し努力している。よほどの禁止事項がなければ、子のためには会わせた方がよい。その方法を毎回模索している。

昔よりは、今の方が、面会交流に対して理解ある当事者が増えている。

やはり、積み重ねである。会わせられない、会わせたくない気持ちを聴いて、では、どのような条件なら可能なのか、事案ごとに裁判官、調停委

員，調査官，書記官が，面会交流の実施に向けて取り組んでいる。

b 面会交流の禁止事由とは，どのような事項が考えられるか。

子をなぐる，子を連れ去る親には会わせられない。

面会交流をすると決めていて会わせなかったら罰はあるのか。

罰はないが，強制執行はある。

面会交流を禁じることはあるのか。

会わせてほしいとの審判申立があって，禁止事由があれば却下する。

子が会いたくないと言っている，子が精神的に不安定になり精神科にかかることになると主張する親もいる。

会わせると約束していて，当日，会わせないことも多い。

会わせる方の親のサポートが大切である。先ほどもお話があったが，別居親との交流は，子にとって大切という考えが欧米では普通である。

禁止事項としては，虐待の問題がある。子に危害を加えたことを自覚できていない親には会わせられない。自身の行動を認めない親は禁止すべきである。面会するまでのサポートをしないと難しいケースはあると思う。

行動を自覚させるのは調査官の役割である。一場面でなく，長いスパンで親子関係を観察する必要がある。面会交流の禁止事項を考える場合，短期的な影響ではなく，子の健全な成長や人格の発達にとって，面会交流の大切さを上回るほどの深刻な悪影響があるのか否かという点に尽きる。今後も，子の利益及び意思を考慮し，親子関係をサポートしながら，面会交流の実現に取り組んでいきたい。

c 面会交流の適正実施のために調停及び調査官調査はどのようにあるべきか。

監護親は母で，子は父が怖くて会いたくないと言うが，父親は自分を客観視できず，父親は母親が会わせたくないと言っていると思いがちである。そういうケースでの調整を調査官にお願いしたい。

裁判所の中で、試行的面会交流をどのように、どの位の件数行っているのか。

件数は準備していないのでお示しできないが、かなりの件数を実施している。試行的面会交流は、あくまでも前提として面会交流を実施する方向での発展的試行であり、決して、面会交流ができないことを証明するために行ってはいない。

調査官に期待する役割とは、双方の親の間に立って、子どもの立場をまず考えて調整を行うということでしょうか。今後も、面会交流の適正実施のために調停及び調査官調査のあり方を検討していきたい。

本日はありがとうございました。皆さんからいただいた貴重な御意見も参考にしながら、家事事件手続法下での適正な調停運営を行ってまいります。

(5) 次回テーマ

家庭裁判所における広報活動について

～もっと家庭裁判所を知っていただくために～（仮題）

(6) 次回期日

平成25年6月19日（水）または6月26日（水）（追って指定）

午後1時10分から